

翻 訳

アーサー・ニュースボーム『国際法の歴史』（訳・その四）

広 井 大 三

第五章 ウエストファリアの講和から ナポレオン戦争まで

ウエストファリアの講和とその結果・ユトレヒトの講和

三十年戦争（一六一八—一六四八年）は、蛮族の侵入以後、おそらく、ヨーロッパを最も荒廃させた紛争であり、十七世紀の代表的な事件であった。それは、宗教戦争の絶頂であると同時に、その終期でもあった。その戦争は、ミュンスター（訳注・ライン北部の旧ハンザ同盟市）とオスナブリュック（訳注・ブレーメン南西の運河の港町）とで時を同じくして三年以上を費やして、だらだらと行われた交渉の末に、ウエストファリアの講和によって、やっと終了した。ヨーロッパ列強の大多数が代表を派遣して（イギリスとポーランドは欠席し

たが）、その会合は、最初のヨーロッパ会議となつた。勿論、近代的会議に付きものの司会役とか委員会とか、議事録、その他の手続きのようなものは何も無かつた。交渉の二つの場所は、主としてフランスとスウェーデンとが席次の問題で反目したために選ばれたのだが、フランスが、最初にカトリック側のミュンスターを選び、スウェーデンが、プロテスタント側のオスナブリュックを選んだのである。講和それ自体は、その二ヶ所で調印されたが、法的に二つの文書は同一のものとされ、フランスとスウェーデンが、それを保証した。少くとも一世紀にわたって、ウエストファリアの講和は、ヨーロッパの政治体制の骨格となつたが、その特徴を示すように、国際法の歴史に関する重要な出版が、ウエストファリアの講和を起点として行われるようになつたし、実際、その講和は、

往々にして、ヨーロッパ國際法の始まりとして表現されてきている。この見方は、決して是認されるものではないが、しかし、講和は、國際法の発達にとって画期的な事件である。

フランスとスウェーデンの保証に加えて、その条約の三つの特質は、とりわけ重要である。

まず第一に、三百以上に及ぶ神聖ローマ帝国の構成部分が、今や正式に外国列強と同盟を結ぶ権利を——そして結果的に戦争をする権利をも——享有するに至つたが——あくまでも、その同盟が、神聖ローマ皇帝や神聖ローマ帝国、ならびに、帝国の平和やウエストファリアの講和に逆行しないという条件付きであつて、——それは実行の困難な制限であつた。これにより、その構成部分は、ほぼ主権に等しい國際的地位にまで高められたが、主権の用語としては、領土主権(Landeshoheit)という旧来の用語が、そのまま使われていた。文化的、經濟的に、三十年戦争は、ドイツを一世紀以上も前の状態に戻してしまい、控え目に見積もつただけでも、ドイツは、人口の三分の一を失なつた。しかも、それに加えて、その講和は、神聖ローマ帝国の政治力を、取り返しのつかない麻痺状態に追いやつてしまつたのである。

第二に、その講和は、プロテスタントに対する——より正確には、ルーテル主義やカルヴァイン主義に対する最初の國際的承認をもたらしたわけであるが、その点で、これは一五五五年のアウグスブルクの宗教講和にまさるものであつた。一六二四年一月一日から、公的、ないし、私的な礼拝の権利を享有していたカトリック教徒とプロテスタントは、その個々の地域で支配的であつた宗教や、或るいは、以後に支配的になつた宗教とは関係なく、礼拝の権利を保持することになつた。礼拝が一六二四年一月一日に正式に承認されなかつた人たちも、“良心の自由 (conscientia libera)”と市民権の保護とを容認されたが、しかし、ハプスブルク家(オーストリア)の世襲地では、プロテスタントの信仰の自由は、きわめて制限されたままであつた。僧院や、その他の教会財産の還俗(押収)は、それが一六二四年一月一日か、それ以前に発効したものに限つて確認された。前述したように、アウグスブルクの宗教講和は、カトリック教とルーテル教の君主に対し、彼らの臣下の宗教に関して、平等の権限を授与したが、ウエストファリアの講和は、全般的に、その権限を確認する一方で、個人の宗教上の入信に対しても保護を与えることになった。そ

して、アウグスブルクの講和が、宗教上の内乱の結果としてのドイツ領内の問題であったのに対し、ウエストファリアの新しい規制は、一つの多辺的協約への統合を通して、まさに国際法上の問題となつたが、この点で特にカトリック教国フランスの参加は重要であった。法王イノセント十世は、教勅『神の家を熱愛せり (Zelo domus Dei)』によつて、講和の核心であつた寛容と他の宗教条項を『無価値、無益、無効、不公平・不当、呪われたもの、邪惡、軽率、説得力も影響力もないもの』と宣言し——その無効は、条約のもとで行われる宣誓にまで拡張されたが、しかし、条約は、全面的に実施された。そして、グロチウスの著作とウエストファリアの講和との間に、精神的な結びつきがあるのと同様に、法王によるグロチウスの著作に対する非難と、この講和に対する非難との間にも同じような結びつきが存在している。

特質の最後として、その講和に伴なつて付加された制裁について言及しておくべきであろう。講和は、過去に行われた敵対行為について、「永続的な大赦と恩赦」を命じており、そのため、敵対行為に基づくすべての要求は、"埋葬"されなければならないとし——その警句が、以後の条約でも繰り返さ

れることになった。条約に対する何らかの侵犯については、被害者側は、まず、事件を「円滑な解決か法的な審議」に委ねなければならず、(条約原文によれば)もし、それが三年以内にうまく行かなければ、その場合には、条約の全当事国は『違反者を鎮圧するため、あらゆる会議と力を結集させて武力を行使しなければならない』ということで合意されたのである。現実には、こうした連帶行動は起こらなかつたし、また、本気に考えられもしなかつたのだが、しかし、平和維持のための国際機構への最初の試みとして、その条項は、歴史的に重要なものである。

ウエストファリアの講和によつて、西ヨーロッパ諸国の政治的地位は、大きく変動し、今や、ヨーロッパ列強の中での権勢は、ルイ十四世（一六四三—一七一五年）のフランスへと移つていた。フランス語は、さまざまな国籍の外交官の間で行われる通信の慣行的な手段として、次第にラテン語に取つて代わつたほど（ついでながら、これは、国際慣行ではあるが、国際法ではなかつた事例である。）国際交渉において有力なものになつた。

一六四一年にポルトガルを喪失したスペインは、今や、オ

ランダとの分離条約（ミュンスター条約）によって、オランダの独立を受け入れざるを得なかつた。その上、スペインの硬直化した誤った政策は、アメリカという掛け替えの無い領地にも拘らず、その経済的進展を妨げていた。

イギリスは、ヨーロッパの列強の間で、第二の地位にまで昇進していた。イギリスにとって、三十年戦争の意義は、主に、戦闘行為を自制したことにある。その政策は、イギリスの海軍力の発展を可能にし、植民地帝国を建設し、経済的、財政的な力を結集することを可能にした。と、同時に、イギリスは、絶対主義との見事な闘争を通して、公的な関係における法の優越という伝統的な考え方を保持することができた。オランダは、あらゆる点で、イギリスと類似した発展を経験することになった。イギリスとの二度の海戦（一六五二—一六五四年、一六六四—一六六七年）においては、イギリスの方が力強さを実証したが、オランダも、この時代を通して、海軍力や植民地の拡大において、更に一般的には、富と文化とにおいて成長し続けた。国際法の分野では、国際私法に劣らず、国際公法においても、オランダは、世界の先頭に立つ

ていた。

ウエストファリアの講和に由来する西ヨーロッパの構造類型は、この時代を通して存続したが、しかし、若干の変化について言及しておかなければならぬ。ユトレヒトの講和（一七一三年）は、スペインの王位に対するフランス国王の要求とフランスの王位に対するスペイン国王の要求とを、相互に放棄することによって、長期間のスペイン繼承戦争を終了させたが、フランスとスペインの他に、イギリスとオランダが、この講和の調印国であった。しかし、それは、ウエストファリアの講和ほどには多邊的なものではなく、多数の二国間条約から成り立っていた。その講和は、通商上と政治上の分野で、甚だしい利益をイギリスにもたらし（例えば、ジブラルタルの領有）、そして、国王の諸戦争の遂行によって疲弊したフランスの^{ヘダモニー}主導権を失墜させるに至つた。事実、その講和は、『キリスト教國の平和と安寧は、勢力の公正な均衡 (justum potentiae equilibrium)』によって回復され得るのであって、勢力の均衡こそ、相互の友情と永続する融和の最善にして最も確実なる基礎である』と宣言したのである。勢力の均衡とは、国家間の或る政治的状況を意味しており、その状況下に

あつては、如何なる國も、他国の政治的独立を危機に晒すほど優越力を行使することはない。もゝと別の言い方をすれば、霸權が存在しなくなるのである。ナポレオン戦争までの政治状況には、多少、この公理と一致するものがあつた。しかしながら、外交試合は、西欧の新しい列強プロシアの出現でもつて、きわめて錯綜としてきた。すなわち、一七〇一年以来の王国プロシアが、フレデリック大王（一七四〇—一七八六年）のもとで、フランスとオーストリアとを打ち破つて頭角を現わしたのである。その上、ロシアが、ピーター大帝のもとで、ニスターの講和（一七二一年）により、ヨーロッパの一指導的列強となつたが、それと同じ頃、スウェーデンは、ヨーロッパ北部における、その支配的地位を奪い取られていった。しかし、プロテスタンント側の損失は、プロシアの抬頭と、イギリスの植民地と通商のすさまじい拡大とによつて、十分すぎるほどに償われていた。ロシアの上昇を通して、政治力の全体に占めるカトリック教諸国の相対的な占有率は、一層減少し、フランスは、その卓越を維持してはいたが、それは、軍事力よりも、おそらくは、文化に基づくものであつたと言えよう。

フランス革命とナポレオン戦争

この時期の最初の政治事件が、国家の境界線の内部で発生した。すなわち、フランス革命である。それは、フランスだけではなく、フランスの影響下に置かれることになった人々においても、法の発達面で新時代を画するものであつた。国内法の全分野が大きな影響を受けたし、国際法も、アメリカ革命のイデオロギーとは違つて、基本的には世界革命の一つであつたイデオロギーの結果として、影響を蒙る」となつた。革命的な概念が、国際法宣言（Déclaration du droit des gens）の中で急進的に表現されたが、その宣言は、フランス国民議会の上級構成員であり、憲章派の司教で——“アベ（僧院長）”として、よく知られてゐる——グレゴワール（Henri Grégoire, 1750—1831）によって、一七九五年にフランス国民公会（French Convention）に提出されたものである。それは、一七八九年の人権宣言（Déclaration des droits des hommes et du citoyen）と並んで、一七九五年にフランス自然法学説によつて示唆を受けたものである。特徴として、

グレゴワール僧院長は、その宣言の第一条で、国家間に存在する“自然状態”と国家間の絆である普遍的道徳とを肯定している。その上、彼は、その推論の展開を、二十ヶ条の条文の中で進めているわけであるが、その中には、各国の主権の譲渡不可能、政府を組織し変更する各国の権利、一国の自由に対する攻撃を他のすべての国に対する攻撃として承認すること、”人類の一般利益”に個々の国家の利益が従属すること、その他、大部分が非常に野心的で、かつ、漠然とした信条のようなものが包含されていた。だが、対外的に危険の多い情勢の中で、こうした広範囲にわたって言質を与えることを怖れた国民公会は、議員席からの簡単で僅かな発言があつた後、議事日程を進めることによって、グレゴワールの提案を没にしてしまったのである。しかも、その後に、せめて、宣言を議事録に留めさせようとしたグレゴワールの試みも、同様に失敗に帰してしまったのである。

しかしながら、その宣言に先立つて、一七八九年の国民議会と、その後の国民公会とが、若干、総括的な自然法系列の原則を、みずから宣言したことがあり、グレゴワールは、それを見たときに採り入れたわけである。すなわち、征服

のための戦争と他国の自由を攻撃するための戦争の放棄、及び、不干渉の原則の宣言である。この宣言は、国民公会が、フランスは、すべての自由な國々の友人であり、当然の同盟国である——この所信は、不干渉の原則以上に強烈な刺戟を現実にもたらした——と宣言した別の声明と、幾分か矛盾することは確かであるが、当時のフランスが置かれていた現実の政治状況の中で、その宣言の宣伝的価値は明白である。だが、もつと印象的であったことは、アヴィニヨンにあつた法王の包領(enclave)を併合するについて、国民議会の取つた態度であった。アヴィニヨンにおける革命は、法王の支配を排除してしまったのだが、国民議会の方は、再三にわたつて併合に反対したのである。そして、やつと一七九一年九月になつて、併合賛成の国民投票によって併合が確定されたのだが、この国民投票という考え方——民主的多数決原理の応用——は、その後の革命によつて、事実上、廃止されたが、しかし、併合過程への、その導入は、非常な功績を残しているのである。われわれは、この国民投票が、君主が、数多くの馬と同様に、兵士たちをも売却することの出来た時代に行われたことを、しっかりと銘記しなくてはならない。

国民公会は、一七九三年五月二五日の布告により、戦争法規の発展に貢献することになったが、それは、"正義と人道"の問題として、フランス兵に与えられたのと同様の病院治療を、互恵主義を条件に敵側の負傷兵についても規定するものであった。しかし、その法令は、互恵主義という要件のために、ほとんど効果は無かつたものと思われる。

フランスがベルギーを占領した一七九二年四月、共和国臨時執行評議会は、スケルト河（訳注・北フランスからベルギー西部とオランダを通つて北海に流れる河）の開放を決定したが、スケルト河は、ミュンスター条約（訳注・スペインがオランダの独立を承認した。）を典拠として、オランダによつて閉鎖されていたものであった。評議会は、その開放は、"自然法の原理"に基づく要請であると宣言したが、しかし、所詮、沿岸国の利益のためのものにすぎなかつた。自然法によるのであれば、スケルト河は、イギリスを含むすべての国々に開放されるべきものと推論されて然るべきであつたが、いざにせよ、評議会の措置は、おそらく、自然法学説の最も顕著な実地への応用に相当するものと言えるであろう。

フランス革命によつて政治思想にもたらされた全般的な変

質が、国際法に、間接的な影響をどの程度まで及ぼしたかについては、簡単に言うことができない。革命の中で展開されたような、人間の尊厳という高邁な概念作用は、国の領土や人民に対する、君主による不快な取引きや無遠慮な処理が、十九世紀において消滅したことを、多分、物語るものであるし、また、市民の権利義務を強調して、それを象徴^{シンボル}と標語^{スローガン}にしたフランス民族国家の完成は、国際私法や、さまざまな国際規則における国籍概念の、広範、かつ、より正確な使用に強い刺戟を与えることにもなつた。それに、純粹な政治性を帯びた国際的な発達に対して、国籍概念や、その他の革命思想が与えた影響が、きわめて広範囲にわたつて浸透していたことは勿論のことである。

ナポレオン時代（一七九九～一八一五年）は、フランスの霸權を、しばし回復したが、少くともヨーロッパ大陸において、その霸權は、ウエストファリアやナポリのような衛星國家（satellite state）の樹立の中に、最も端的に表現されていた。ナポレオンの永続する勝利の結果として、神聖ローマ帝国は、一八〇六年に、最後の皇帝フランシス二世の廃位によ

つて正式に崩壊したが、このために、これまで、法的に皇帝権の下に置かれていた諸侯や自由市は、法律論の見地からは、独立国と成り、それによつて、國際法上、十分に資格のある法人格を持つに至つた。

ナポレオン戦争においては、國際法への関心は、あまり示されなかつたが、これは、ナポレオンだけに当てはまるのではない。一つの注目すべき例は、一八〇六年にイギリス政府によつて宣言されたエルベ河の河口からブレスト（訳注・フランスのブルターニュ半島尖端の軍港）までのヨーロッパ大陸の封鎖である。トラファルガの海戦以後、イギリスの艦隊が海洋を支配していたが、封鎖に関する有力な学説によつて必要条件とされていたような、係わり合うすべての港や沿岸を“効果的に”包み込むということは、イギリスの海軍力を越えるものであつた。イギリスの行動に対し、ナポレオンは、一般に“大陸封鎖”として知られているものを制定することによつて報復したが、それは、イギリスの貿易を窒息させることを狙つた一連の措置であつた。フランス艦隊が劣勢であったために、この“封鎖”は、主に大陸に対して実施されねばならなかつたが、その結果として、それは、イギリ

スの歴史家たちから、“大陸方式”という、より正確な名称で呼ばれている。それは、イギリスと中立勢力との合法的な貿易を切断してしまつたので、少くとも、中立国の、國際法上、認められた準則^{ルール}を侵害することになつたし、交戦当事国による新たな代償的な対抗手段を通して、中立国に対する圧力を一層増大させるに至つた。もう一つの有名な事実は、一般に認められた学説とは、ほとんど合致しないが、一八〇七年のイギリスによるコペンハーゲンの砲撃であつた。その結果として、デンマーク艦隊は降伏したが、この措置は、ティルジット（訳注・ロシア西部のニーメル川左岸の都市）のフランス・ロシア講和条約の秘密条項によつて、デンマークが、その港をイギリス船舶に対して閉鎖し、イギリスに対する戦争に参戦するよう、フランスとロシアによつて強要されるだろうということを、イギリス政府が知つたがために執られたものであるが——その情報は、決してデンマーク人に罪を負わしめるものではなかつたのである。（それは、何人かのイギリスの学者が、この自国の措置を非難していることから裏付けられる事実である。）中立国の一般に認められた特権に対するナポレオンの侵害の中でも、好戦的な手順で遂行された一

八〇四年のバーデン（訳注・ドイツ西南部の州）の中立領から、アンギアン公爵のフランスへの誘拐は、おそらく、最も悪評の高いものである。

オットマン帝国

オットマン帝国とヨーロッパ諸国との関係は、全体として、依然、領事裁判制度（capitulation）のもとに置かれたままであつた。しかし、実際には、トルコの抵抗力が、これ迄にく弱体化したために、トルコの主権は、一層、去勢されていった。一七四〇年、フランスのルイ十五世は、八十五条から成る正真正銘の法典である新しい領事裁判条約を獲得することに成功したが、それはそれ以前にトルコ政府によつて容認されていたすべての特権を凌駕するものであつた。若干、その細部を述べると、トルコ内に、自國の大使を置いていかつた他のヨーロッパ諸国は、今や公式には、フランスの保護下に置かることに成つたし、大使や領事の間でのフランスの優位が再肯定されて、聖地（Holy places）におけるフランスの権利は、かなり拡大されるに至つた。例えば、関税は、大雑把な方法でもつて、三ペーセントに固定された（勿論、こ

れは、トルコ側だけに対しての固定である）等々。これは、公式に“領事裁判制度”と呼ばれるものの最後の取り決めであつたし、それ以後、片務形式は消滅した。

正式な条約が、幾つかトルコによつて締結されたが、しかし、それもまた、トルコにとつては不利なものであつた。それらの条約は、ハンガリーやバルカン諸国の領有をめぐつて、西ヨーロッパ列強、とりわけ、オーストリアやロシアとの戦争でトルコが蒙つた敗北の結果であつた。まず、オーストリアとトルコ間のペサロヴィツ（訳注・旧ユーゴスラヴィア東部の町）の講和（一七一八年）は、主にオーストリアへの領土の移譲に関するものであつたが、しかし、同じ年に、貿易の自由、関税、領事権、難船、海賊というような条項に關係する通商条約が、続けて締結された（これは、通商条約が、政治的な条約から分離された初期の実例の一つである）。オーストリアが、領事裁判上の権限によって所有し得るすべての権利を、実際に享受することになつたのに對して、一方のトルコ政府は、オーストリア領内に裁判上の権限を持たない領事を任命する権利だけを、最少限度、容認されたにすぎなかつた。オットマン帝国とロシアとの長期化した血なまぐ

さい紛争は、一七七四年に、クチュク・カイナルディ（訳注・ブルガリアのシリストラ南東の村）の講和によつて終了したが、この条約の後にも、ロシアとの間に一七八三年、通商条約が締結された。それは、ロシア国民に、非常に広範囲に及ぶ特権を授与するものであつたが、しかし、他の諸国が、最惠国民待遇条項によつて、みずからを保護していたか、或るいは、保護することになつたために、ロシア国民も、それに倣つて、その新しい讓歩に加わることになつた。これによつて、一七八三年の条約は、外国との通商条約に関するオットマン帝国の基本的な法律文書になつた。また、クチュク・カイナルディの講和それ自体、パサロヴィツの講和よりも、ずっと永続的で重要なものになつた。それは、まず第一に、

ギリシア正教問題について、トルコ政府に対して干渉する一

定の法的根拠を、ロシア皇帝に与えることになつたが、文字通りに取れば、その条約は、トルコ政府が“注意を払う”と約束したキリスト教（ギリシア正教）上の宗教問題について、せいぜいのところ、ロシア大使に“申し入れ”をする権利を付与するものと解釈できる程度のものであつた。しかし、ロシア側の解釈によれば、それは、トルコにおけるロシア人旅

行者に対するのみではなく、トルコ皇帝の臣下である多数のギリシア正教徒に対しても排他的保護制度を、ロシアに認可するものとされたのである。だが、これは、重大な国際的影響を触発せざるを得ない主張であつた。

十八世紀の間に、トルコ政府は、スウェーデン（一七三七年）、プロシア（一七六一年）、それに、他の列強とも通商条約を締結したが、それらのすべての国が、トルコ内で裁判上の任務を帯びた領事を設置する権利を取得することになつた。十七世紀の初め以来、領事裁判型の条約は、フランスによって、モロッコや半独立的な未開諸国とも締結されたが、他の列強は、この地域には、あまり積極的ではなかつた。

ヨーロッパ外の諸国

極東における事態は、国際法に関しては、あまり変化は無かつた。日本は、島国という地勢に守られていたので、たいした努力も無しに鎖国を維持していた。外国列強と接触することに対する中国の抵抗は、尊大、かつ、屈辱的な要求をする形態を取るようになつて、中国文明の優秀性、ないしは、中国以外の文明の不存在、が主張されたりした。外国の交渉

家は、皇帝や、或るいは、その代表の面前で、一定の数の儀礼的平伏（叩頭九拜の儀）をすることを要求されたが、それは、期待される贈物や貢物との関係で、中国に宗主権があることの証拠として中国人には考えられていた。そうした中国人の頑迷な態度が崩れたのは、やっと十九世紀になってからであった。

しかしながら、十七世紀、および、十八世紀に、既にロシアが、限定的な協定を取得していた。それは、シベリアへのロシアの拡張が、中国の北部領域で、息詰まる接渉や紛争を引き起こして、いたからであった。一六八九年に、中国・ロシア協定が、ネルチズスク（満州国境の近く）で締結され、そのもとで、中国の国境は、互恵主義を基礎にした貿易のために開放されることになった。念入りな犯罪人引渡規則も追加された。つまり、他方の国で罪を犯した一方の国の国民は、処罰のため、彼自身の国に引渡されることになっていた（現代の条約のもとでは、犯罪人は犯罪が行われた国へ引渡される）。許可なく出国した者も同様に引渡しに従うことになっていた（われわれが知る限りでは、これは世界史の古代初期に見られる取決めである）。一七二七年に、ネルチズスク条約は、

好戦的な紛争の後に、キャフタ（バイカル湖の南）の講和条約に置き替えられたが、それは、国境の調整を別にすれば、以前の協定の線に従うものであった。しかしながら、常駐外交使節と同様に、四人のギリシア正教会の司祭の入国許可が、ロシア側に対し認められ、また、ギリシア正教の宗教儀式も許可されたが、実は、その数年前に、中国からカトリック宣教師の追放が命じられて、いたことが、その協定に箔をつける結果と成った。一七三三年に中国の使節が、北京からモスクワに派遣されたが——アジアの外交史にとって珍しい出来事であり、非常に驚嘆すべき事柄である。それと同様の接触は、西欧諸国とは樹立されなかつたのだが、しかし、ロシアとの関係もまた、狭く限定されたままであつて、全体として、隔離状態が、全時代を通して持続していたのである。国際的に、きわめて重要な事件が、ヨーロッパ外の地域で、その時代の末期に発生した。すなわち、アメリカ合衆国の出現である。キリスト教文明をもつた重要な国家が、国家群と呼ばれていたものに参加することになつただけではなく、ベンジャミン・フランクリンの指導のもとに、世界的自由主義の理念を叩き込まれた新しい共和国が、国際法に対して、特

別の性癖を、当初から示すことになつたのである。“国際法”が、一七八九年の合衆国憲法の中で、目立つた地位を与えられたが、その憲法は、「国際法に対する犯罪を定義し、これに対する処罰を定めること」を、議会に、権能として付与している（第一条・第八節・第十項）し、合衆国の権能をもつて締結された条約を「国の最高の法」として宣言しているのである（第六条・第二項）。その憲法の採択以前でさえも、幾つかの国際条約が、アメリカ合衆国によって締結されたが、その中でも、一七八五年のプロシアとの“友好通商条約”は、アメリカ側が、ベンジャミン・フランクリン、プロシア側が、フリードリッヒ大王によつて調印され——それは、外交史上、おそらく、啓蒙精神が、最も顕著に表現されたものと言えるであろう。その条約の若干の局面については、アメリカ合衆国の初期の政府によつて、国家慣行へと導入された或る種の新奇な特徴と共に、後でまた検討することにしよう。

國家慣行 (A) 平和時

この時代の国家慣行は、前の時期のそれとは、著しく違つていたし——少くとも、ナポレオン戦争までは、状況は、確

かに以前よりもうまく行つてゐるよう見えた。だが、宗教上の緊張が解消したわけではなかつた。プロテスタントの国とカトリックの国との条約は、依然として稀れであつて、信仰の相違から起つた問題は、徐々に解決されなければならなかつた。しかし、その緊張は、最早、血なまぐさい抗争を導くほど激烈ではなかつた。絶対主義が全盛であつて、政治的分野は、王朝と国民との利害の不協和によつて支配された。外交面においては、往々にして、小規模外交の全盛期であった。外交面においては、往々にして、小規模外交の全盛期であった。不安定な独立を維持するために努力している多数の小国の権力者や君主の存在によつて、外交上の作業は非常に錯綜していた。このような状況のもとでは、支配者対等論に従つて外交を推進させることは、明らかに困難であつたために、公式の会合や交通や条約調印の場合における君主や使節の称号や席次に関する儀礼上の問題が——かなり前の時代から既に重要な問題であつたが——ますます、焦燥と論争を喚起する問題と化し、それに、華麗さと虚飾が加わつて、まさに嘲笑の的になつてしまつてゐた。J・J・ルソー (Jean-Jacques Rousseau, 1712-78) は、会議について辛辣に語つてゐる。「それは、テーブルを丸くすべきか四角にすべきか、

会合の広間は、出入口が多い方がよいか少い方がよいか、各々の全権大使は窓の方に向って坐るべきか、それとも窓に背を向けて坐るべきか、また、他方は伺候のため二インチ位、前に進むべきか否か、というような無数の問題を、最も重要なうちに、市会で審議しているようなものである。」(Lassudrie-Duchêne, J. J. Rousseau et le droit des gens, 1906, p. 128.)

しかしながら、常駐使節の必要性については、最早、議論の余地は無かつた。ロシアが、ピーターダイア（一六八二—一七二五年）のあとで、常駐使節制度に参加したし、"閣下"という称号が、慣例として大使に与えられるようになつた。だが、トルコ政府によつては、独特の慣行が行われていた。

十六世紀以来、トルコ皇帝は、外国列強の常駐大使を認めてきたが、その大使たちは、長らく過酷で、しかも、屈辱的である制限に服従させられていた。しかも、トルコ皇帝は、十八世紀の終りまで、みずから大使を任命する」とは無かつた。ただ、特別の場合に、階級の低い臨時使節を派遣するのが常であったが、虚飾を基礎とした高慢さが、あまりにも明白な衰退ぶりと対照的であった。

長い間、忘れられていた領事が再び、この時期に、話題に

上っている。すなわち、産業と財政を促進するための国家の主導性を目標とする“重商主義”政策は、輸出貿易を助長したが、その目的のために、領事職の拡張と、その職務に活力を与えることが推奨されるようになった。したがつて、ルイ十四世治下の偉大な重商主義大臣コルベール (J. Baptiste Colbert, 1619~83) の作品であるフランス海事法 (Ordonnance touchant la marine, 1681.) に領事の職務に関する詳細な規則が含まれていたといふことは、驚くほどのことでは無いのである。過去においては、領事の任命権は、大部分、商業団体の掌中にあつたし、領事職は、誰にでも成れる売れ行きのよい職でさえあつた。しかし、これらの状況は、今や排除されていた。フランス海事法は、領事を、厳格な統治規則に従う政府職員としたが、その制度は、後に他の列強によっても採用されるに至つた。フランス海事法——海事公法の法典化——における新しい領事規定の位置付けと領事の裁判上の権能強化は、フランスにとって非常に重要な昔の東地中海岸型を日指すものであつたが、その海事法上の用語は、近代に至るまで、フランスの領事制度の法律上の根柢として役立つほど弾力性を持っていた。それにも拘わらず、領事の活動の重

要性は、この時期には、まだどちらかと言えば、制限されたままであった。

条約の慣行では、宣誓による追認が、確かに消滅した。一七七七年のフランス・スイス同盟は、このような宣誓の最後の例証を示すものである。キリスト教国の列強の間では、神への祈願、ないしは、三位一体（訳注・父なる神、子なるキリスト、及び聖霊が一体であること）への祈願が、しばしば、慣例として残っていたが、しかし、それは、重要な条約の前文においてであった。

中世型の条約という、君主が、結局のところ、彼の領土を処分することのできた条約が、この時期にも、やはり見い出されるが、絶対主義体制は、公法と私法を一層混乱させることになった。それは、ドイツ諸侯が、軍事的取決めの形で、恥知らずにも、その人民を外国の軍隊に実際に売りとばした術策に証明されているが、このことは、アメリカの独立戦争でイギリスに雇われたヘッセン人（訳注・ドイツ中部の州の住民）やその他のドイツ人の予備部隊で、よく知られている。

この時期における国際条約の特徴的な様式は、宗教上の少數者の保護と関係があつた。それは、五六二年のビザンチン・

ペルシア条約や領事裁判条約に前例があつたが、しかし、新しい規則では、プロテスタントとカトリックに関するものが、非常な重要性をもつていた。それに関連したウエストファリアの講和の規定は、後の時代に使用されるべき模範を示すものであつたが、それは、特に、多辺的な条約であつたライスヴァイク（訳注・オランダ南西部の都市）の講和（一六九七年）において、フランスから譲渡される領土内のカトリック教徒の保護のために、ルイ十四世によって模範として用いられた。また、ギリシア正教の保護が、第一次ポーランド分割の一部を形成していた一七七三年のオーストリア・ポーランド条約の中にも含まれるに至つた。しかし、やはり、こうした保護は、キリスト教の主要な宗派に限定されたままであつた。事実、ユトレヒト（訳注・オランダ中部の古都）の講和は、譲渡されたジブラルタルからのムーア人とユダヤ人の排斥を規定していた。最初の無制限な異教黙認の表現は、プロテスタンント勢力による一協約、つまり、他の当事国の全人民に対し、"良心と礼拝のきわめて完全な自由"を認めたアメリカ合衆国とオランダとの間の通商条約（一七八二年）の中に見い出される。その規定は、一七八五年のアメリカ・プロシ

ア条約の中にも再現されているが、こうした宗教上の少数者の保護は、後に民族的少数者の保護へと移行することになった。

国際貿易の分野では、重商主義の最初のイギリス版が、一六五一年のクロムウェルの航海法 (Navigation Act) の中に認められた。その法律は、全般的に見て、イギリス船によつてイギリスへもたらされる商品の輸入を制限していたが、ヨーロッパの産物が、その生産国の国民が所有する貨物船で輸送される場合は除外していた。本来、その法律は、オランダを目当てにしたものであったが、しかし、その意向は、二世纪にわたつてイギリスの政策を支配したのである。それは、国際法のもとにある“通商の自由”的概念の効力に、何がしかの光明を投じており、もっと断定的に言うならば、その法律は、後のイギリスの条約が、その厳格な条項を軽減する下地を形成するという意味において、国際法に関係しているのである。

通商条約——それは、決して重商主義者体制と矛盾するものではない——は、この時代にヨーロッパの大部分に普及し

た。とりわけ、ロシアとオーストリアとが、西欧諸国の慣行に加わるようになつた。政治上の条約と通商上の条約とが、これ迄よりも明確に区別されるようになり、この点に関する実例が、一七一三年のユトレヒトにおいて示されるに至つた。つまり、イギリスとフランス間の政治上の条約——実は、それが講和の核心である——に加えて、通商条約が、彼らの間で締結されたのである。この条約が、きわめて注目に値いするのは、それが歴とした“最惠国”条項を内包しており、

それにより、各当事国は、他の当事国に対して、第三国に認めたか、或るいは、認められる筈のすべての利益を保証していたからである。だが結局、その条項が原因で、イギリス議会は、その条約を否認してしまつた。そして、この二列強間に、最惠国条項を具体化した新しい通商条約(イーデン条約)が締結されたのは、やつと一七八六年になつてからであつた。それより以前の条約で、イギリス・ポルトガル間の一七〇三年のメスエン条約は、この面の発達に一つの役割を果していいた。つまり、それは、以後、ポルトガルがイギリスの毛織物の輸入を認めるなどを約束し、それに対して、イギリス側は、ポルトガル・ワインにフランス・ワインに課す関税の三分の

二以上を課税しないことを、みずから余儀なくされるものであつた。その条約は——イギリス側の交渉者メスエン卿 (Lord Methuen) にちなんで名付けられたが——技術的に、その二国間の古い通商上の諸条約を補足することとなり、一世紀以上にわたつて、それは効力を持ち続けたばかりか、イギリス・ポルトガル関係とイギリス外交政策全般とに大きな影響を及ぼしたのであつた。事実、ユトレヒトの通商条約をイギリス側が否認したのは、その最惠国条項が、メスエン条約に反するという異議申し立てに基づくものであつた。したがつて、前述のイーデン条約では、ポルトガルの特惠的な立場が再肯定されることになつたわけである。

国境で課税する固定関税を設立する方向と、国内関税を排除する方向とに、幾らかの進展が行われた。この点に関し、激しい抵抗に会いながらもコルベールによつて導入された一六六四年のフランス関税制度は、注目すべき業績であつた。

この時代の陰惨な一章は、黒人奴隸貿易である。十六世紀の初め、スペインは、アメリカ植民地に向けて黒人奴隸の供給を計画し、アフリカの黒人狩をする狩猟家たちから“商品”を調達する企業家たちに、一定数の黒人奴隸を輸入するため

の高額の免許状 (ライセンス) (スペイン語で asientos、英語で contracts) が与えられた。だが、その企業家の大半が、スペイン人ではなかつた。この恥すべき事業が、國際法の段階にまで昇つてきたのは、イギリスが、ユトレヒトの講和のあとに、スペインから特別の協定——調達請負い協約——を通じて、奴隸の輸入独占権を取得し、その独占権を南海商会 (South Sea Company) に譲渡してからであるが、しかしながら、調達請負い協約の実施は、スペインとの容易ならぬ軋轢を産み出し、イギリスの独占は一七五〇年には終りを告げることになつた。奴隸貿易の条約組織は、九一年のビザンチン・ロシア条約において早くも始められていたが、しかし、一七一三年の協約は、それよりも、ずっと非難に値するものであつた。九二一年には、奴隸の供給は異教徒の国民によって行われ、それに匹敵する組織は、他には存在していなかつたのである。

海賊行為は、この時期においては、まぎれもなく極悪な犯罪として、はつきり見なされていた。十七世紀末までに、イギリスの法令が、或る区別を発達させ、後に、それをアメリカ合衆国が採り入れたのだが、それはつまり、大体のところ、

私船による公海上の強盗罪を意味する“国際法上の海賊”と、法律上、特別の行為により海賊と見なされるような同様の行為（例えば、反乱船によって行われる場合）を意味する“法令上の海賊”との区別の展開であった。前者の場合、裁判所は、表面的には“国際法”そのものを適用するよう定められていたが、実際には、その適用は、イギリスの概念に照して行われた。しかし、少くとも、その着想は、国際法上の海賊を、どこにおいても、どこで遭遇しようとも、“国際犯罪”として処罰すべきだという点にあった。事実、その時代における海軍力の増強と兵器の進歩とが、西欧世界においては海賊の消滅という結果をもたらしたが、しかし、その反面（“回教徒の私略船”による）商船略奪が、巧妙に組織されて、しかも、一種の海上企業として繁盛していた。そうした北アフリカ未開諸国の有害な慣行は、特別な問題を提起していた。すなわち、その未開の強盗たちは、彼らの支配者の協力を受けていたわけであるが、そうした彼らを、“海賊”として処罰することができるか否かという問題である。この問題に対しても、ビンカースフックのような有名な法学者も、否と答えている (*Quaestiones juris publici, Book I, chap. XVII*)。

アーサー・ニュースボーム『国際法の歴史』（訳・その四）

一七九四年のジェイ条約まで、仲裁裁判は衰退の一途を辿っていたが、ジェイ条約によって、イギリスとアメリカ合衆国は、一七八三年の両国の講和における未解決の問題を処理することを約束し合った。その条約は、アメリカの元国務長官ジョン・ジェイの発案に基づいていたので、普通、彼の名にちなんで呼ばれているが、その協約の中には、いくつかの仲裁裁判条項が具体化されていた。その最も重要なことは、敵国政府による船舶の捕獲や他の没収行為を通して蒙むった損害に対するイギリスとアメリカの市民の各々による賠償請求に関するものであった。仲裁裁判のため、各政府は、二人の委員を任命しなければならなかつたが、議長は、過半数の得票が無い場合には、票の多い方から選ばれることになつていた。この委員会は、一七九九年から一八〇四年まで機能し、そして、五三六件の裁定を下して、幾つかの重要な先例を作り出した。例えば、その条約のもとでの委員の権能について疑義のある場合には、仲裁者たちは、みずから彼らの裁判権の範囲を決定しなければならないということを裁決した（これは合理的な方式ではあるが、しかしながら、実際には、仲裁者たちが、その権能を逸脱したという理由で、このよう

な裁定は、無効の異議を受けることになるかもしない。）。また、その委員会は、国家の戦時捕獲物審判所の判決を取り消す権限をも帶びていた。

ジェイ条約は、仲裁裁判の理念を復活させたという理由だけで、進歩的だったのではない。それは、あらゆる賠償請求のために継続的な仲裁裁判所を樹立するという今までに無い措置を講じたものであった。したがって、ここにおいてもまた、アメリカ合衆国は、国際法の改善に貢献することになったわけである。

国家慣行 (B) 戰争

三十年戦争の凄惨な体験の後、武力紛争は、しばし、その性格を一変させた。抬頭する絶対主義体制は、常備軍を必要とするようになつたが、これは、戦争の場合についてみれば、専ら略奪や強奪でもつて暮らしていた昔の、運まかせに集められた無規律な兵士が、厳しい規律に従う職業軍人によつて取つて変わられたことを意味していた。これらの軍人は、気楽な“消耗品”ではなかつた。つまり、軍事施設の費用は高く、しかも、それでいて、資金融資の方法は未熟で不経済な

ものであつた。そこで、君主が、平時と戦時とを問わず切望したのは、新しい土地と服従者に対する権力の拡大であつて、往時の、敵を全滅させることに熱中した宗教上の情熱は消え失せていた。普通の人々は、こうした王朝の利害には、ほとんど影響されなかつたし、特に、彼らが公務に携わることなど期待もされていなかつた。戦争は、政府だけの仕事であり——“内閣戦争 (cabinet wars)”であった。だから、政治状況は、啓蒙運動の人道的な理想にとつて好都合な分野を提供していた。そうした啓蒙運動の発達は、十八世紀の後半に頂点に達した。例えば、一七八五年のアメリカ・プロシア条約は、その二国間の戦争の場合、婦人や子供が扶助されるだけでなく、「あらゆる分野の学者、土地耕作者、職人、工場主、漁師、その他、人類共通の生存と利益に關係するすべての職業は、その個々の仕事を繼續することを許されなければならぬし、また、妨害されはならない」ことを規定していた。商人は、借金の取り立てや問題解決のために九ヶ月の期間を認められ、それから本国に「財産を持つて」自由に出立することが許されていた。「人間生活の必需品や道具、安薬品の入手を容易にする」商船は、自由に通過することを認められ、

妨害されないことになつてゐた。赤十字運動の前兆とも言うべき入念な規定は、戦争捕虜について人道的な扱いを誓約していた。こうした規則は、部分的には、ジェイ条約や、その時期の他の条約によつて採択されたけれども、要するに、それらは、全体として、存続するには、あまりにも非現実的なものであつた。

おそらく、この時代の戦争の中で最も驚くべき特質は、私が、一方の交戦国から他方の交戦国へと気安く旅行できたことであろう。一七六三年にフランスへ行つたローレンス・スター（訳注・一七一三～一七六八年。イギリスの小説家）は「私は、とても急いでいたので、われわれがフランスと戦争をしていることなど全く氣にも留めないでロンドンを出立した」と何気なく述べているが、彼は、つまり、パスポートも無しにパリに到着し、軍の将校を含む“文化人”と友好裡に接触したのであつた（訳注・「風流旅情記」一七六八年刊。八五頁）。それに、一八一三年になつてさえも、有名なイギリスの化学者ハンフリー・ダビイは、戦争中の数ヶ月、フランスを旅行して、最高の名譽をもつて迎えられたが、この訪問は、ナポレオンによつて認められたものであつただけに、そ

の後の情勢の進展と対比すると、何とも驚くべきことである（J. A. Paris, Life of Sir Humphry Davy, 1831, chap. X.）。

また、この分野において、軍人に対する国際的な看護の最初の証跡が現われるようになつた。軍人のための組織的な医療看護は、十六世紀から、特にフランスにおいて、徐々に、しかも、散発的に出現したが、十八世紀には、それは、きわめて普通のこととなつた。この傾向は、十七世紀と十八世紀の間に、軍事条約の中にも反映した。つまり、要塞や都市や軍隊に関する降伏文書協定の場合には、傷病兵について、或る種の保護を規定するようになつた。同様のことが、もつと限られた規定ではあつたが、十七世紀の末と十八世紀を通して、軍事上の“捕虜交換誓約書”的付帯的権利義務としても窺われる所以である。すなわち、それは、戦争捕虜の交換と賠償金についての軍事司令官の間の取り決めであるが、若干の場合には、その交換誓約書は、敵対する支配者自身の間の条約の形式をとることもあつた。その捕虜交換誓約書の主な関心事は、敵の傷病兵を世話をした軍隊には、軍事上の勝敗の結果として、その費用の償還を保証することであつた。そうし

た誓約書の規定は、非常に多種多様であった。普通には、敵の傷病兵は、できるだけの便宜をはかつて、その軍隊に送還しなければならないとされていたし、その当時までには、傷病兵は、彼らの軍隊の軍医や彼自身の従者によつて世話を受ける権利を与えていたが、これは明らかに、高級将校むきの規定であった。病院は、時々、敵からの没収を免れたが、慈悲に対する特別の賛辞が贈られているのは、イギリスの将军ステア伯とフランスの將軍ノエーユ侯との間の一七四三年の捕虜交換誓約書である。その主要な功績は、それが軍事病院の不可侵を保障したことであった。

賠償金による釈放は、一層旺んに行われた。事実、捕虜の階級に応じて賠償金を決定する一種の料金制度が発達したが、この点においてもフランスは、特別の精巧さを發揮した。そうした賠償金の実例として、一七八〇年のイギリス・フランス条約においては、普通の兵士の賠償金額は、二十五フランと決定されたが、フランスの元帥の価格は、千五百フランであった。

海戦に関連して、中立の問題が、この時期に重大な意味を

持つに至つた。ウェストファリアの講和の後、オランダは、他のすべての国を併せたよりも多数の商船隊を所有する“海の御者”(Wagoners of the Sea)として、“自由な船、自由な貨物”(free ships, free goods)の方式を具体化する多くの条約によって、その中立的な立場を活用することが可能であった。この方式は、当時、敵国船上の中立国貨物は保護されていなかつたが——オランダは、外国船の利用を、ほとんど必要としていなかつたので——中立国（オランダの）船上にある敵国貨物は、戦時禁制品を除いては捕獲してはならないことを意味していた。こうした方式は、十八世紀までに、条約を通して西欧諸国に広く普及したが、条約が無い場合、昔の海法典 (Consolato del mare) の規定が、なお効力を有していたか否かは定かではない。その法典は、条約とは違つて、どちらかと言えば曖昧であった。フランスは、一五四三年の勅令による手厳しい原則に長らく執着していたが、それは、主に取引き上の要目として役立つた一六八一年の海運に関する勅令の中に編入されるに至つた。

戦時禁制品に関しては、国内法令が、一般に行われたが、条約による規制が、幾つかの重要な事例、とりわけ、フラン

スとスペイン間のピレネーの講和（一六五九年）と、ユトレヒトの講和において出現した。全体から見て、戦時禁制品の概念は、この時代には、直接、戦闘を目的とする貨物に限定されたままであったが、軍艦の備品は、文句無しに戦時禁制品として扱われた。

十八世紀の間にイギリスが公海において支配権を獲得した明白な事実は、勿論、中立法規に影響を及ぼさざるを得なかつた。七年戦争（一七五六—一七六年）でイギリス海軍が、フランス船の海外領への到達を妨害したとき、フランスの植民地から平時には締め出されていたオランダ船が、"中立国"としてフランスの同意を得て、その植民地との貿易を引き継ぐことになった。しかしながら、イギリスは、こうした状況下にあつては、オランダ船は絶好の捕獲品になることを宣言した（一七五六六年方式）。若干、後になって、またもイギリスの慣行の中で、有名な"継続航海主義"（doctrine of continuous voyage）が、次のような特徴的な状況から考え出された。つまり、荷物が、最初に中立国船で中立国Xに運ばれ、そこで、その荷物が降ろされてから、また、他の貨物と共に船に積み込まれて、交戦国の港Yに運ばれたとすれば、

このような場合には、Xへの行程は、法的にはYへの"継続航海"の一部と見なされ、そうした仮定に基づいて、"戦時禁制品"であるか否かについての問題が決定されることになった。継続航海主義は、後になつて他の状況にも拡大され、それにより、複雑な問題を生じさせたが、その各自の方式は、基本的には正当化され、イギリスの海軍力の公正な行使を示すものであつたことは、ほとんど疑いの余地が無い。このことは、イギリス捕獲審判所の慣行全般について言えることであって、その判事の一人、ストーウェル卿は、その明晰な見解によつてイギリス外でさえ名声を博したほどである。

イギリスの海上覇権に対する中立国側の抵抗が、国際法に関係するさまざまな事件の中で現われ始めた。いわゆる、シレジア借款事件は、その実例である。オーストリア継承戦争の間の一七四四年から一七四八年にかけて、イギリスは、戦時禁制品としての穀物と海軍の軍需品とを取り扱うプロシアの船舶と貨物を、イギリスの外務大臣の口頭声明によつて承認されたとするプロシア側の見解に逆らつて捕獲し、没収を申し渡した。フリードリヒ大王（訳注・フリードリヒ二世、一七一二—八六年。在位一七四〇—八六年。啓蒙專制君主）

は、その損害に対する賠償請求を強く主張して、"シレジア借款"に関するイギリスの公債所有者に対する支払いを停止したが、その借款というのは、神聖ローマ皇帝カール六世（訳注・一六八五～一七四〇年。在位一七一一四〇年。ハンガリー王兼任）によつて請け負われ、プロシアが、シレジア征服の後、引き継いだものであつた。この借款論争は、妥協によつて終結したが、それは、中立に関するものではあつたが、國際金融の見地からも興味深い論争であつた。と言うのも、實際問題として、二十世紀においては、一国の債務者の立場が、債権国に対する重大な外交上の武器として、とりわけ、ドイツの国家社会主義政府によつて巧妙に用いられたからである。

更に重要なことには、ロシアが、一七八〇年になつて、國際法の分野で最初の目立つた動きをするようになつた。つまり、同年に、デンマーク、スウェーデン、それに、後には他の列強も参加した宣言によつて、中立に新しい局面を開いたのである。その宣言は——實際にはデンマークの大尉で、当時の有名な外交家の一人であつたベルンシュトルフ伯爵（Andreas Peter von Bernstorff, 1753～97）の作であつたが

——まさに、交戦国沿岸における中立国船の航行の自由を宣言するものであつた。それは、"自由な船、自由な貨物"の法則を採用し、しかも、封鎖の"有効性"を要求した。これらの原則は、既に國際法によつて認められたものであると主張され、その法的論拠は、説得力のある言葉によつて補足されていた。すなわち、中立国商船は、結局のところ、条約上の方式（武装中立）を実行させるように命じられた軍艦によつて護衛されるものと理解され——また、宣言の中で、そのようない告示されていた。一六五三年に、スウェーデンが、交戦国——イギリスとオランダ——に対し、軍艦の立会いと司令官による完全な保証とをもつて、商船の交易の合法性についての充分な担保とすることと、"臨検と搜索"を免除することとを期待して、その護衛制度を最初に利用することとなり、そのスウェーデンの先例に、他の幾つかの列強が従つたが、しかし、その期待は実現されなかつた。もつと野心的な一七八〇年の武装中立も、同じようにイギリスの反対のために不首尾に終つてしまつた。そして、注意すべきことには、一七九三年に、ロシアは、その政策を破棄して、革命国フランスへの中立国からの補給品を遮断するため、イギリスに加担し

た。しかし、一八〇〇年の第二次“武装中立”は、またもやロシアが、スカンジナヴィア諸国や他の海運国と合同して取り決めたものであったが、やはり、成り行きは思わしくなかった。それにも拘わらず、武装中立協約の基礎と成っていた考え方は、二国間の諸条約の中で、或る程度まで認められ、また、一般国際法の発達にも影響を与えたのである。

この時代の後半になると、中立法規は、国際的な取り決めによるよりも、むしろ、中立国の布告によつて促進された。

アメリカ独立戦争の期間に、トスカナやナポリ、その他のイタリア諸国の布告は、沿岸砲台の射程距離内での敵対行為を禁止し、更に、詳細な規則でもつて、中立港が交戦国船によつて基地や攻撃の尖兵として使用されることを予防しようとした。つまり、彼らは、交戦国のために、多少は、船の建造をしたり装備をすることは許可したものの、中立国市民が、交戦国船に進んで協力することを禁止したのである。このような布告は、一定の紛争の場合に、中立国地位を明確にしたり、中立の基準を發展させることに役立つことになった。更に、重要なのは、国際法の発達に対する初期のアメリカのもう一つの貢献である一七九四年の中立法であった。その念

入りな法令は、中立義務に重点を置き、中立義務は厳正に明確にされた。アメリカの市民や居住者が、外国の陸海軍の軍務に応募したり、交戦中の外国のために船舶を装備したり武装させたりすることは禁じられた。その法令は、アメリカ合衆国の中立を侵害したフランス全権大使の行為に触発されたものであつたが、幾分か厳格すぎたとは言え、中立についての高度の概念を吹き込まれており、外国の政治家や著述家たちの賞賛を博するに至つた。

また、中立国の立場は、非常徵用権——外国船を軍務に徵用する主権者の権利——によつても影響を受けた。それは、主に、中立国に対し交戦国によつて行使されたが、しかし、漠然としていて、不完全に定義付けされた性格のものであった。非常徵用権の“angary”という単語（ペルシア語系の語句）は、ローマ法大全の中で、船舶の徵用のためではなかつたが、しかし、さまざまな種類の徵用のために使用されたものであり、実際に、古代においても、中世期や十六世紀と同様に徵用は行われたのである。国際法に基づいて外国船を徵發する特別な権利が、古来の名称のままで具体的な形をもつて考えられるようになつたのは、十七世紀であつたが、それ

は、その時代を通して、特にルイ十四世(訳注・一六三八—一七一五年。フランス王、太陽王。在位一六四三—一七一五年。絶対王政の典型)の戦争によって広く行われるようになつた。だが、法的な教義としては、その権利のあらゆる面に議論の余地があつた。つまり、それは、いやしくも国際法によつて認められたものかどうか、もし、そうだとしても、その法的根拠は何か(必然権、土地収用権、主権なのか)。その必要条件は何か。それは、徴発した船舶の役務の中に、その乗組員たちを徴用する権利をも含むか否か。徴発する政府は弁償を支払う義務を負うかどうか。負うとすれば、どの範囲まで負うのか。十七世紀以来、諸条約は、非常徴用権の廃止を増大させる傾向を示すようになつたが、その後も、それが存続したかどうかについては、やはり長く論議的になつた。第一次世界大戦と第二次世界大戦では、非常徴用権は、広く用いられた。しかし、それは、財産に限定され、しかも、弁償義務が認められた。

中立法について、海洋面以外で言うべきことは、あまり多くはない。"勢力均衡"と、その結果としての列強間の嫉妬と疑惑によって、専断的な干渉、とりわけ、いわゆる"通過

権" (right of passage) (訳注・交戦国軍隊が中立国領土を通過する権利。)に対しても、弱小中立国さえも抵抗するようになり、若干の条約では、依然として通過を認めていたが、少くとも、スイスは、ナポレオン戦争に先立つて、一般的に、こうした侵害に抵抗することができたし、また、それにより、その中立の地位を確認することにもなつた。いずれにしても、これが、いわゆる、通過権という権利の末期であった。

学説の発展

宗教上の対立は、最早、この時期における理論闘争の決定要素ではなかつた。既に述べたように、自然法それ自体は、グロチウスのお蔭でプロテスタンント的な解釈を享受し、十八世紀には、それは啓蒙運動の深遠な進展と連携するようになつたが、その啓蒙運動は、教会や絶対主義体制によつて押しつけられていた束縛から、思想を解放し、理性の支配を樹立しようと努力していた。こうして、自然法は、ますます革命的な傾向に染まるようになつた。アベ・ダレゴワールの宣言は、その一例であるし、アメリカの独立宣言(一七七五年)も、また同様に自然法に訴えるものであつた。

他方で、十八世紀には、自然法と、それに相關的な“自然”哲学上の概念に対する、基本的、かつ、盛大な反発が目撃された。その反対運動は、イギリスの経験論者の、特に、デヴィッド・ヒューム (David Hume, 1711-1776) によって指導されたが、しかし、こうした動向は、哲学や科学についての一般的な歴史の一部を形成するものである。

国際法上の学説は、こうした動向によって、或る限られた点で、しかも、あわめて間接的にのみ影響されたにすぎない。実際問題として、その時期に、自然法ときっぱり絶縁した者は誰もいなかつた。それにも拘わらず、依然として、自然法を強調する“自然主義者”と、他方で、条約や慣習のほうを強調して、自然法を従属的な地位や固有の法の外部に押し込んでしまつたが、そもそもれば、自然法を全く無視してしまつ“実証主義者”との間には、一線を画する」とが可能である。実証主義者の論法のほうが、より法律的で、より具体的な状況と関係していたのに対して、自然主義者のそれは、より哲學的で抽象的であった。現代の何人かの歴史家たちは、更に一步進めて、(純粹な)自然主義者と“グロチウス学派”とを区別しているが、その区分は感心しない。とにかく、グロ

チウスの学問体系にあっては、自然法が有力な要素だつたからである。その上、グロチウスは、実証主義者たちにとってもまた、拠り所となつていていた。しかし、少數ながら有力な第三の著述家集団は、国家間の法的な紛といふ考え方に対しても全面的に反抗したが——彼らは、広い意味での“国際法”的否定者であつた。

グロチウスの「^{アダモド}二股式の”自然、及び諸国民の法” (jus naturae et gentium)」という用語は、この時期に徐々に使われなくなつて行つた。ホッブズ (一五八八-一六七九年) は、後述するように、(自然法を抜きにした)万民法を、専ら国家間で行われる法という独特の種類のものとして扱つた最初の人物であつたが、十八世紀には、万民法 (Jus gentium) の徵表的な意味の訳語である law of nations, droit des gens, Völkerrecht の使用が、しっかりと確立されるやうになつた。また、時には、"ヨーロッパ公法" (droit public de l'Europe) といふ名称に出合ふことがあるが、それ自身、かなり広い意味をもつものである。“ハチャム (ハ)タム Jeremy Bentham, 1748-1832) は、彼の『道徳及び立法の諸原理への序論 (Introduction to the Principles of Morals and Legislation)』 (一七八

九年半）の中や、彼の相談上の最も巧妙な刷新の一環として “international”（国際）という用語を発明したが、それは、さうむか、表現として適切を得たものであつた。さうゆのゆ、それは、どの派生語とも異母も近いさまなかみやある。だが、カント（Immanuel Kant, 1724-1804）は、国際哲（Völkerrecht）は、『國家間の規則は必ずしも必ずしもその規則を考慮に入れるなど——おそらべ、 “international” のよんだもののが、ゆうと正確であつたからしがたゞ。 “international” は、國葉の由来は、今日では “国際” 語彙の国々を除いては、ほとんど消滅してしまつた。命名法の残滓が、明らかに存在してゐるやあるが、實に驚くべきこととは、 “ンサム” の用語は、イタリアやスペイン専用の用語である。 “ンサム” は、 “国際”（international）= 海洋の相対物を “国内”（internal）= 地球の内側の——ふの “internal” という名称が、“national”“domestic”“municipal” などの分野における “human”“civil” 法、それと、或る程度まで “positive” 類の用語に取つておるようになつた。

“municipal” は、の意味で使用やるのは、英語特有のものであつて、されば、本来、テナント（街）を意味する

municipium が、十六世紀以降、英語の派生語の中で広く概念を拡大され、ブラックストーン（Sir William Blackstone, 1723-1780）の有名な『英法講義（Commentaries on the Law of England）』（一七六五年半）の由で採用されたお蔭で一般に語る由ねやうになつたものと想われる。

田立いた点は、グロチウス以後のやぐての指導的著述家が、プロテスタントであつたことである。いへした状況は、十九世紀の最初の十年間まで持続しており、国際法についての最初の史料編纂家であつたファン・カルテンボーケ（von Kaltenborn）は、一八四七年に、国際法は “プロテスタン” の学問であると宣言したほどであつた。その説明は、この分野における学問と教義の基礎であつたクロチウスの著作に対する法王の非難に、部分的には求められなければならないが、近代国際法の理念を、カトリック教の教義における異端概念の厳格な立場と調和をやむなしの困難をもたらす、その理由として勘詮せねければならない。

この時代の著述家たちは、平和と戦争の法にとって重要な問題と直面するに至つた。その基本的な問題は、結局、

国際法は、国家的な性格をもつた普通の裁判所にとって、どの程度まで問題にされ得るか、とくらうことのようであった。

既に述べたように十七世紀のイギリスの裁判所は、"海賊"の定義に関して国際法を援用する傾向があつたが、十八世紀になると、この基本問題に対する広範囲にわたるアプローチが窺われるようになつた。一七二二七年に、トールボット卿(Lord Talbot)によって裁決された事件では、ジョンティーリの後期の教義の中で初めて示唆された見解、つまり、国際法は"属地法 (law of land)"——すなわち、イギリス法の一部であるところの見解が、現じ出されるが、その見解は、マンスフィールド卿 (Lord Mansfield, 1705—1793) やブラックストーンに支持されるることによって、イギリス法の決定的な規準となつた。当初、それは、外国の権能の承認や、国際法上の問題——例えば、大使の不可侵のような問題に関連した外国の慣行の承認などを目的にする程度のものであつたわけであるが、これは、同じように "国際法" の一部と見なされていた "商人法" (Law of Merchant) 上の慣行の普遍化であり、その変形であった。国際關係の範疇においてトールボット卿によって導入された見解は、土着の慣習や先例のみを認めた島

国根性的なコモン・ローの伝統——その伝統は、法体系の類似性によって、外国の法律上の先例に依存する」とが容易であり自然でもある。たゞローマ法諸國 (civil-law countries) の伝統とは異なるものであつた——からの離脱を取るものであつて、それ以後の世紀にはトールボット方式は、既に見たように、アメリカ合衆国の裁判所によって適用され、一層、推敲されるに及んで、アメリカ憲法は、条約を"國の最高法" (the supreme law of the land) と宣言したが、よく最近、その方式の根本理念が、激烈な法律論争の焦点となつて来てゐる(訳注・第七章の"学説の発展・学問の編制" の項を参照)。

もう一つの広範囲にわたる問題は、コトレヒト条約における"勢力均衡" (balance of power) への言及によって提起されたものである。この問題は、原始的ではないにして、それ自体、きわめて古い政治上の概念である。それは、大多数の国家を含む大なり小なりの地理的範囲、例えば、ヨーロッパにもイタリアにも適用し得るものであり、実際に、その用語は——物理学の発生を暗示しているが——イタリア史に關する著述家フランセスコ・グイッチャルディーリ (Francesco Guicciardini, 1483—1540) によって発明されたもので

あつた。現状維持を目的とする以上、勢力均衡は、高度の外交原理を構成要素としており、その語句のユトレヒトの講和における使用は、ひとえに勢力均衡を推称する公式論評であり、それは、おそらく、この特殊条約に適用される解釈上の法則にはかならない。そうした幾分が奇妙な言及の仕方は別にしても、勢力均衡という考え方は、（均衡維持のための戦争は、“正しい”のであるうが、と書くように）正戦の概念によつて国際法と関係付けられるかもしれないし、また、（均衡維持の目的のためであれば、干渉は合法的となるのであらうか、と書くような）合法的な干渉についての、同じように根拠の無い考え方と係わり得るものかもしれない。この時代の著述家たちは、時折り、前者のほうの問題について論及したが、実際には、勢力均衡の概念は、法律上のものではないのである。むつとも、だいぶ後の時代になってからも、それを法的に扱うという得心のいかない試みが行われることがあつた。

使節法が、文献の中で目立つた位置を占めていたが、その分野で、おそらく最も読まれた書物は、ドイツの幾つかの小君主国の外交機関にいたことのある策士家のオランダ人デ・

ヴィケフォルト (De Wicquefort) による『大使及び公使に課かる覚書 (Mémoires touchant les ambassadeurs et les ministres publics)』(一六七六年) やおひし、いわば後に『大使と、その職務 (L'Ambassadeur et ses fonctions)』に密題された。その著者の素性や雇われ方、フランス艦を記述し使用したハル、それに、儀式の重視や逸話などは、全く当時の外交を象徴するものであつた。

当時の専攻論文的な文献の中でも、僅かな部分が、十八世纪における通商条約の普及に關係している。一七六七年、ペリ法学部の自然法と国際法の教授であつたブーショー (Bouchaud) は、『国家間の通商条約に関する学説 (Théorie des traités du commerce entre les nations)』を刊行したが、それが、実際には、勢力均衡の概念は、法律上のものではないの書物は、限られた評価しか受けじゆるが、しかも、国際法についての歴史家たちからも、あまり取り上げられていないが、国際法に対するフランス人の著者による最初の貢献であるという事実と共に、その新しい主題によつても歴史的に重要な著書である。ブーショーの研究は、完全に自然法学派の流れを汲んでおり、通商条約の条項を、通商の自然的な自由のもとに生ずる義務を確認するためのものと見なしている。

そして、その例証は、大部分、古代とキリスト教の聖書から引用されているが——通商上の問題にとっては、必ずしも望ましい光源ではない。関税問題については、僅かしか考察されておらず、大方の論及は、海事法 (maritime law) に留められておらず、世界貿易が、依然として主に海路に依存しているが、これは、世界貿易が、依然として主に海路に依存していた時代であったことを深く浮き彫りにしてくる。

条約関係が、ますます、拡大し強化されたことが、十八世紀に世界的基盤で体系统的な条約収集が開始されたことの理由である。むろん、国家的、ないしは、その他の限られた範囲での、幾つかの条約収集が、十七世紀に出現したし、他方で、一六九三年にば、ドイツの多才な哲学者ライプニッサ (Gottfried W. Leibniz, 1646~1716) が、彼の『外交国際法典 (Codex juris gentium diplomaticus)』の出版に着手してくる。それは、止むなく不完全なものとはなつたが、最初の冒險的な事業であった。決定的な発達は、オランダで遂行されたが、しかし、マブリの論文は、決して法的分析に関するものではない。それは、ウエストファリアの講和以後の重要な平和条約についての政治史的研究であるが、たまたま、同時期の通商条約に関する一章を伴なつていた。その著書は、非常な成功を収め、数版を重ねるに至つたのだが、その中で、著者の出版者が、一七〇〇年に『平和条約集 (Recueil des traités du paix)』等の発行を開始した。これは後に、ド・サン

(Dumont) によつて『国際法公文書全集 (Corps universel diplomatique du droit des gens)』として継続されたが、それは、紀元前八〇〇年頃からの重要な条約を含んでおり、今日でもある。一七二八年に至る時代までの傑出した情報源となつてゐる。一七九一年には、マルテンス (G. F. von Martens, 1756~1821) が、彼の『主要条約集 (Recueil des principaux traités)』の出版を開始したが、それは、(後述、シカゴ会議に至るまで最高の条約収集に成つてゐる。) われらの実証主義者方式による条約集の、国際法における価値は明白である。

国際法に関する著作として、フランス革命の先駆者の一人であるマブリ (Abbé de Mably) によつて一七四七年に出版された『条約に基づくヨーロッパ公法 (Droit public de l'Europe fondé sur les traités)』が、時々、言及されてくるが、しかし、マブリの論文は、決して法的分析に関するものではない。それは、ウエストファリアの講和以後の重要な平和条約についての政治史的研究であるが、たまたま、同時期の通商条約に関する一章を伴なつていた。その著書は、非常な成功を収め、数版を重ねるに至つたのだが、その中で、著

者は、戦争は海上貿易の自由を犯してはならないという提議を力強く主唱しており、それは、イギリスの利益よりも、確かにフランス側の利益と一致する要求であった。その研究は考証不足ではあるが、新しい条約集を体系的に利用することを最初に試みた著作の一つである。

戦争法に関して、基本的に重要な新しい研究^{アプローチ}がルソー (J. Rousseau) によって行われた。彼は、国際法に関する論文を執筆する計画を実行しなかつたが、しかし、『社会契約論 (Le Contrat social)』(一七六一年刊)で示した思想、すなわち、「戦争は、人と人との間の関係ではなく、国と国との間の関係であり、そこでは、個人個人は、人としてではなく、市民としてでさえなく、ただ偶然に兵士として敵となるのであり、それは、何らかの特別な共同社会の構成員としてではなく、その防御者としてである。」¹ という考え方によつて、国際法に關係する理論を強化するに至つた。² この概念は、前述したように、内閣戦争 (cabinet war) の時代や、その後の時代においても、政治的状況によつて支持され、十九世紀を通じて、世論や治国策や法理論によつて広く受け入れられた。

しかも、それは、戦争に対し好都合な影響を及ぼす」とになつた。なかんずく、プロシアのウイリアム一世 (訳注・ヴィルヘルム一世、一七九七～一八八八年。ドイツ統一を完成了初代皇帝) は、プロシア・フランス戦争 (一八七〇～一八七一) の初期に、一八七〇年の布告において、「フランス市民とではなく、フランス兵と」戦争をするのだと公宣言したほどであった (訳注・Bluntschli, Beuterecht in kriege (1878) 67.)。

国家慣習の中でも、きわめて重要であり、よく議論の的とされる中立法は、当然、著作家たちのお気に入りの論題であつて、十八世紀の間に、かなりの数の適切な論文が刊行されたが、その内の三つについて言及しておこう。それは、政治的弱小国に属する著者によつて書かれたために、中立国の立場を強力に支持していた。ドイツ系のデンマーク外交官マーチン・ホイグナー (Martin Huebner) は、彼の『中立国船拿捕論 (Traité de la saisie des bâtiments neutres)』(一七五九年刊) で、いかなる中立国船も中立国領土として扱われるべきであり、拿捕事件においては、交戦国は、自国の事件の裁判官と成つてはならず、中立国物資に対する裁判管轄権

を要求する」とはできないと主張する所によつて、実に極論に走つてゐる。その代わりに、ホイブナーは、交戦国と中立国の代表から成る戦時捕獲物審判所を提唱してゐる。こうした見解は、ホイブナーの上司であるデンマークの大尉フランツ・ベルンシュトルフ伯 (Count von Bernstorff) の政策を支持するためのものであつたが、実際の国家慣行として採択される機会には恵まれなかつたし、理論的にも問題があつた。それにも拘わらず、ホイブナーの著作は、おむねて価値をもつてゐる。と云うのは、彼は、先例や条約を参考したり、また、啓蒙的な国家慣行について合理的な必要条件として考えられるものを参考することによつて、彼の論拠を裏付けようと努力しており、自然法や自然主義者の著作に頼つてはいないのである。したがつて、彼の研究は、実証主義者方式による、おそらく、最初の專攻論文である。また、それは、部分的には、その著述の方法によつて、更に部分的には、ホイブナーが、局外中立をもつて一定の権利義務を備えた地位として、とりわけ、平和の回復のために努力する責務を担う地位——それは、中立国に非常な尊厳をもたらす所とに資する概念である——として、説いてゐる所によつて、中立法の歴

史における画期的な事象とも成つてゐるのである。それに勿論のこと、彼は、海洋の自由を弁護してゐる。

もう一つの注目すべき論文は、フランス的教養をもつたナポリ人で経済学者・兼・文人として著名なアベル・ガリアーニ (Abbé Galiani) によってイタリア語で書かれ、一七八二年に出版された『交戦国君主に対する中立国君主の義務 (Doveri dei principi neutrali verso i principi guerreggianti e di questi verso : neutrali, 2 vols.)』である。この作品は、ナポリ政府の命令で書かれたもので、ホイブナーの中立国船は中立国領土の一部という前提を批判しているが、しかし、中立国船上の敵国貨物の捕獲に異議を唱える点では、ホイブナーの見解を一貫しており、捕獲審判事件については、中立国船に対する中立国による管轄権を提唱してゐる。同じイタリア人で、トスカナ (訳注・イタリアの中央西部) の市民であり、ピサの教授であったジオヴァンニ・マリア・ランプレディ (Giovanni Maria Lampredi) は、『戰時における中立國の通商 (Del commercio dei popoli neutrali in tempo di guerra)』(一七八八年刊) と題してイタリア語で書いたが、ガリアーニとは違つた見解を執つてゐる。すなわち、彼は、

海法典 (Consolato del mare) によって提供された原則を、海上捕獲法本来の原則と見なしており、捕獲国の裁判管轄権が、歴史的根拠によつて正当化されるものと考えている。この両イタリア人の著者は、共に、自然法の概念によつて影響を受けてゐるが、自然法は、交戦国にも中立国にも、等しく好適な論拠を与えてくれるために、法律学的な厳密な方法でもつて論拠を構築しようとしているランプレディにとつては、この自然法が厄介なものになつてゐる。だから、実際に、彼の“自然主義”は、手加減されているのである。つまり、彼は、研究の中に条約や法令についての綿密な吟味を取り入れており、そこから適切な要領を得た実例を再生してゐるのである。他方、ガリアーニは、その後のフランス学派のやり方でもつて、準哲学的な修辞に耽溺しており、更には、極端な論証をも愛好している。しかしながら、彼の論説が、明敏さや巧妙さを欠いてゐるわけではない。例えば、ガリアーニは、“侵略”戦争と“防衛”戦争の区別の有効性に対して巧みに反駁を加えている。だが不運にも、彼の神学上の背景が、法律上の議論と、道徳や更には慎重さや礼節についての論点と、むやみに混同する原因になつてしまつてゐる。例えば、國家

は中立にとどまる権利があるかどうかという問題——中立国の弱点の例証として——に触れて、彼は、中立国は、現に“正”戦を行なつてゐる交戦国の側からの寄与や、その他の寛大な行為に、その存在を負つてゐるのであるとして、それに否定的に答え、そもそも、その国は、“無礼で恩知らず”という不名誉な非難“を受けことにならうと主張している。こうした中立国の権利についての彼の全体的な議論は、十八世紀の国際法の文献がもつ不安定な方式を如実に感じさせるが、それでも、ガリアーニやランプレディが自国語で著述したということは、その時代の後半期における国際法の文献に見られる優れた傾向の特徴なのである。

常に主題が財産上の利害と密接に係わつてゐる国際私法に對しては、西ヨーロッパの増大する富と通商とが、新鮮な刺戟を与えていた。このでもまた、オランダの貢献が顯著であった。ポール・フート (Paul Voet, 1619-1677) や、その息子のヨハネス (Paul Johannes, 1647-1714)、それにウルリヒ・フーベル (Ulrich Huber, 1636-1694) によつて主に代表されるオランダの思想学派は、イタリアとフランス双方の

法令主義者 (statutist) の特徴を備えた地域間的、ないしは、地方州間的な研究方法から離れて、次第に国際的なアプローチの傾向を帯びるようになった。新たに克ち取った国家の独立を誇りにして、オランダの著述家たちは、ボーダンの教訓を利用しながら、各主権国は、外国法や、そのもとで取得された権利の承認・不承認について、法的に完全な自由を有することを宣言したが、同時に、彼らは、このような承認を与えることは、互恵主義を確保し、それによって、すべての関係者の福祉に貢献するための国際礼讓 (comitas gentium) ——すなわち、礼儀と便法——の問題として、堅実な政策であると宣言した。法令主義者の特質と理屈っぽい方式とを維持しながらも、オランダの著述家たちは、国際私法を本質的に国内法上の問題とし、結局は、存在する独立国と同じ数だけの多くの“国際私法”が存在するという結果を導き、この分野で一つの進化を画したのであった。しかしながら、これらの法律は、ヨーロッパ大陸諸国の同族系列に沿って、また、後には、ヨーロッパ文明の領域内で発達して行つた。オランダの学説は、外国の法律や権利を承認するための根拠として、法的義務よりは、むしろ、便宜主義を強調するに至つたが、

それも、後代の学説では大部分が放棄され、承認は、法原則に基づくものとされるようになつた。しかしながら、オランダ思想の残滓は、国内の“公共政策”と相容れない外国法は、裁判所の適用から除外されるという、一般に認められた見解の中に生き残つたのである。

永久平和のための、ヨーロッパの政治改革についての考察は、依然として続けられていた。この型の興味深い構想が、一六九三年に、ウィリアム・ペン (William Penn, 1644-1718) によって公刊されたが、それは、彼が、ペンシルヴァニア州における穏健な行政管理を通して名声を得た後のことであった。それ以前の立案者、とりわけ、ショリ (Duke of Sully) とは著しく異なり、ペンは、その連邦計画の中にロシア人とトルコ人を包含しようとして、その最高会議 (国会) のために念入りな議会制度上の組織と手続きとを考案した。その国会における代表者の投票権は、客観的な基準、すなわち、各國の年間の歳入や外国貿易によつて決定されるべきものとされていたが、この構想は、まさかもなく、典型的なアングロ・サクソンの特徴を示している。

永久平和のための、おそらく最も有名な計画は、アベ・ド・サンピエール (Abbé de Saint-Pierre, 1658-1743) による『ヨーロッパ永久和平案 (Projet pour rendre la paix perpetuelle en Europe)』(1713年) である。ウイリアム・ペルシック、アダム・スミス、サンピエールもヨーロッパの再分割は企てなかつた。彼は、条約準備のために、みずから敬虔な一秘書官の立場で参加したル・ムーンク条約を基礎にした現状 (status quo) を永続 (perpetuate) ないし、永久化 (eternalize) ややくらむことを望んでいた。彼によれば、キリスト教諸国は、内乱と同様、外国との戦争を防止するため連邦を形成すべきであり、その連邦は、現存する統治形態を保証するところのもの——それは確かに、その時代の最も主権者にとって魅力的な特徴をもつていた。また、それ以前の構想と同様に、その連邦構成国の君主たちの代表者の常設会議即ち上院 (the Senate) として知られるものが最高の権能をもつことになつており、問題が紛糾した場合には、その上院が決定を下し、反対派は、戦争によって服従を余儀なくされるところのものであった。また、強制手段としての戦争は、幾分か限定された多数の国によって同意された連邦に

加盟するなどを望まない少数の国に対する究極的な武器としても考えられていた。上院においては、大国だけが投票権を享有する」ととし、小国は、各グループ毎に一票という具合にグループで投票しなければならないものとされていた。彼の計画案への非キリスト教国を包含せんとしたについては、サンピエールは、時と場合によって、いろいろ違つた趣向を述べてゐる。

この面白い風変りな計画は、より良き世界を達成するための、広汎な手段を考察することに夢中になつた一時期に生まれたものであるが、こうした時勢は、とりわけ、フランスについて当てはまるといつてあつた。とにかく、フランスでは、こうした方向に人間性を先導すべく要請されないと感ずるだけの、それなりの根拠が存在していた。サンピエールは、生涯を通して、みずからの平和計画に対する熱心で持続性のある伝導者であり、有利な立場にも置かれていた。何故なら、彼は旧貴族の出身で、フランス宮廷において高貴な聖職者の地位を保持していたからである。また、彼は、多産な著述家であつたし、しばらくは、フランス翰林院 (アカデミーフランセーズ) の会員であつたが、ルイ十四世の絶対主義体制を

批判したために、非常に丁重に、そこを除名されてしまった。

彼の平和計画は、誠心誠意から着想されたものであったために、当然に扱われるべき尊敬をもって迎えられたが、全体的な反応は、控え目ながら皮肉を含んだものであった。もとと、善良な人柄のサンピエールは、必ずしも常に、それに気付いていたわけではなかった。彼が八十歳代のときに、フレデリック大王（訳注・フリードリヒ二世・プロイセン王、在位一七四〇～八六年）と行つた論争は、彼の驚くべき精神力と名声のほどを物語つているが、それはまた、彼の純情素朴その表徴ともなつてゐる。フレデリック大王は、皇太子時代に、平和を保持する」といそ、他の何よりも支配者の責務であると力説した『反マキアヴェリ論（Anti-Machiavel）』といふ評論を出版したことがあつたが、君主に即位して後、フレデリック大王がシレジア（訳注・シュレジエン・ポーランドの南西部の地方）を侵略して征服したときに、年老いたサンピエールは、小冊子『政治の謎（Enigme politique）』の中で、フレデリック大王は、征服をするよつて、むしろ、罪を認めて、事件をイギリス・オランダ式仲裁裁判に付託するよう懇請した。大王は、意外にも、この無邪氣な提言を真面

目に取りあげ、『反サンピエール論』または、アベル・ド・サンピエールの謎（Anti-Saint-Pierre; ou, Réfutation de l'enigme de l'Abbé de Saint-Pierre）』と題して、おそらく、フランス人の学者フォルメイ（Formey）がしつらえたと思われる小冊子において、匿名で、それに反駁したほどであった。しかし、サンピエールは諦めはしなかつた。彼は、手紙によつて、大王を改心させようとしたが、その手紙に關して、大王は、アベル・ド・サンピエールが「私に文通の榮誉を与えてくれた」ということや、彼の「平和計画は、それを成功させるために、ヨーロッパの合意が必要とされるという事実や、その他の若干の瑣事が無ければ、きわめて実際的なものである」ということを書いていたと、ヴァルテールに書き送つてゐる。近年になつて、その計画は、初期の計画といふことよりも、むしろ、国際連盟の前兆として高く評価されるに至つてゐる。

平和のための、やがれかな世界改造計画と共に、著述家たちは、しばしば、イヤヌール・カントの小論『永久平和論（Zum ewigen Frieden : Ein philosophischer Entwurf）』（一七九五年刊）を想起するが、カンヌは、やいだな、永久平和の概

念についての批判的評価に関心を示しており、彼が考察するのは、途方もない計画ではなく、すべての人間の力の範囲内という条件で、彼によつて明確にされる或る一定の条件のもとで、長期の漸進的な接近過程において達成され得る目標についてである。その条件の内、若干のものについては、禁制的、ないしは、拒否的である。例えば、平和条約の作成にあたつては、新たな戦争を助長するような要求について意中留保(mental reservation)があつてはならないし、常備軍は廃止されねばならないとする。に対して、他の条件については肯定的である。例えば、各国の国内体制は、共和政体であるべきとしているが——それは、カントにとって、立法権からの行政権の分離を意味していた。また、国際法は、自由な国々の連合(confederation)に基づくべきものとされた。サンピエールやその前任者たちを、学問上、何かとカントに結び付けて説明するのは、近年になつてからの事象であるが、しかしながら、サンピエールや、その他の人たちが、いふした計画の真の意義や、その固有の限界について、そうたいして悩みもせずに、みずから創造し、みずから描き出した新世界を空想するふじを楽しみとしているのに対し、カントは、

それに、それとは逆の方法でやつて着手しているのである。したがつて、彼は、賢明にも、(たゞえ、可能であつたとしても)将来の連合組織について詳しく述べることとは差し控えており、ただ、自由な国々の連合が、永久平和の必要条件となることを指摘しているにすぎないのである。そして、幾分、彼のすぐれた論法は、国際的な政治計画について、人から“夢想家”学派と呼ばれるかもしれない」とに対する論駁にもなつてゐるのである。

国際法の私設律

グロチウスの『戦争と平和の法』が、国際法の理想への敬意を込めて刊行されてから後、二十年も経過しない内に、それとは全く正反対の考察——すなわち、国家間には何らの法的絆なは存在しないとする見解——が、イギリスの哲学者トマス・ホッブズ(Thomas Hobbes, 1588-1679)によつて、『哲学原理(Elementa philosophica)』の第三卷『市民論(de cive)』(一六四二年)と、ラテン語の題名でよく知られる『政府と社会に関する哲学的基本原理(Philosophical Rudiments Concerning Government and Society)』の廿九、

更には、もっと推敲されて、『レヴァイアサン (Leviathan)』（一六五一年）の中で、きわめて印象的な作風のもとに公けにされるに至った。

ホップズは、人間の原始的な“自然状態”という古い概念から着手しているが、この神学から生まれた概念は、彼によつて社会外の人間の基本的な状態を指すようになる——つまり、それは、神学上、想定される状況であり、そこにおいては、組織という考え方（彼の主張によれば）人間の本来的、ないしは、本有的な性質の働きを観察することを可能にするために放棄される。この自然状態においては、人間は、

ますます、権力のための闘争によつてのみ動かされる、とホップズは考えた。それ故に、人間は、万人の万人に対する戦い(war)に従事するのであり、そこにおいては、最も弱き者でさえも、最強の者を殺すかもしれないし、また、攻撃ができる。防御同様に正当とされる、という理由で、すべての者が対等である。しかしながら、自己保存のための基本的衝動は、それが正当な動機によつて行われる場合には、人間の最も深遠なる欲望である平和と安全に貢献する非常に先見の明のある針路を提示する。すぐれた道徳上の命令よりは、むしろ、こ

うした個人主義的、かつ、社会的な本能から“自然法”——ホップズが認めるように、これは誤解を招く用語である——が発生する。彼の自然法は、そう呼ばれるのが当然であると言えるような法ではなく、それは、自己保存と防衛のために如何に行動するかということについての結論を示すものである。

その自然状態は、人間が、彼らの自然の自由を制限して、社会契約によつて国家を形成するために協力する、すなわち、みずから一人の君主に——誰もが、他人が同じことをするという条件で——服従することを義務付けるときに終了する。それによって、絶対的、かつ、抑制不可能な力でもって、個人個人に平和と安全の保証をもたらす单一の権威が創造される。その君主の意思が、法であり、しかも、これこそが、ホップズの“自然法”とは区別された眞の法である。

しかしながら、この組織された社会の外部においては、自然状態、ないしは、万人の万人に対する闘争が続けられる。このことは、特に、君主間の関係に妥当することである。何故ならば、彼らは、こうした組織された社会の中で生きるものではないからである。ここにおいて、欺瞞と暴力とによつ

て特徴付けられる“弱肉強食”が彼らの間に普及する。彼らは、「絶えず嫉妬心をもち、しかも、お互に武器を向け、目に見つめ合う剣闘士のような状態と心境」に置かれている。でも、やはり——自ら保存と防衛のために啓発された——いわゆる、自然法は、君主（国家）間でもまた機能するのである。この特殊な適用について、ホップズは、それを万民法(jus gentium)へ呼んでいるのであるが、こゝにおいても、用語本来の意味を無視しているのである。その機能は、ホップズが、自然状態における契約の意義について述べなければならないとするものによって例証される。彼は明言する。彼の言う自然法のもとでは“契約”における約束事は、それを契約者が履行した場合、或るいは、少くとも他の当事者から“何らかの利益”を受領した場合にのみ拘束するのだと。（これが、イギリスのコモン・ローの技術上の法則を、彼の自然法の要素として説明しようとする試みであることは明白であるし、また、意外なことでもあるが、その法則とは、すなわち、正式でない契約は、それを有効ならしめるためには、“約因”を必要とするというものである。）しかしながら、契約の拘束力が、たとえ、あつたとしても、自然状態では、それは、たい

した意味をもつものではないし、しかも、この、意味をもたないといったことが重要なのである。拘束力は、第一義的には、法廷内において(in foro interno)、強制力をもつ。すなわち、それは、契約を順守するための要求として作用するのである。法廷外においては(in foro externo)、それは、無事に契約が守られ得る場合にのみ作用する。すなわち、関係する他のすべての者たちが契約を等しく守るという道理に叶った確実性が存在する場合である。更にまた、契約は、破約といふ不運な結果についての、うぬぼれや懸念からも無縁とされなければならないが、しかし、原則として、「剣のない契約書は、単なる言葉にすぎない」のである。こうしたすべてが、理論的に、何らかの“自然状態”として説明されており、しかも、実際には、ホップズは、国家や条約を心に描いていたのである。

国際関係についてのホップズの論評は、国家に関する彼の哲学に付随するものにすぎず、しかも、多分に不徹底なものである。にも拘わらず、彼の文体の特徴とも言える独特的活力と辛辣さとをもって論述されているので、彼の論評は、国際法の学説に、さまざまな面で多大な影響を及ぼしてきていた

る。ホップズこそ、"law of nations" (*jus gentium*) という用語を、国際関係に適用した最初の人であったが、これは、単なる命名法を越えた意義のある事柄である。諸個人は実際に国家の中で生活しており、したがって、言葉の本来の意味で、法に従属しているがために、ホップズは、主権者は彼ら相互の関係において、^{ポインター}そもそもま型の決定要素、すなわち、彼の言う自然法の決定要素に従うということをもつて、間接的に、彼の政治哲学の要点にしているのである。自然法と万民法についてのスアレス学派とグロチウス学派の区分は排除されて、万民法は、自然法の單なる一部にすぎない（しかも、実際には、それと全く同一である）とされる。後者の法は、したがつてまた、万民法も、共にホップズによつて、"神授" 法として命名されているが、それは、神が人間に理性を授けたという理由によるものである。しかし、これは明らかに、聖職者政治反対の無神論者が必要不可欠と見なしている支配権力に対する用語上の譲歩の一つであり、彼の自然法が、個人の赤裸々で無制限の利己主義から本質的に由来することは、反キリスト教的であり、明らかに非宗教的である。この意味において、ホップズの説は、国際法の非宗教的な性格と一致

している。また、自然法と国際法の主体間の対等性についての彼の力説も、歴史的に重要な特色である。侵略と防衛についての無遠慮で無差別な同列化は、形式ばつた学者の教義に對する反抗となつてゐるが、他方で、全体としての彼の論拠は、国際法は空虚な言い回し以外の何ものでもないという、かつて繰り返されたような、感覚的で、ほとんど古典的でもある表現になつてゐるのである。しかしながら、彼の体系的な採り上げ方と、推論の奥深さと正確さとが、彼の著作を、マキアヴェリの国事に関する冷笑的な註釈よりも、ずっと上位に位置付けてゐるのである。

ホップズの教義に類似した学説が、オランダ人ベネディクト・ラス・ド・スピノザ (*Benedictus de Spinoza*, 1632-1677) によつて公けにされた。スピノザの基本的には^{モラリスト}道徳主義者としての研究方法は、ホップズの体系とは大幅に異なつてはいるが、しかし、彼は、国家が本来的に敵対状況の中で生存していることや、更に、条約についての國家の考え方として、それが締結された理由が、いまだ持続している限りにおいてのみ有効であること、すなわち、市民の福利という、いわゆる、国家の存在理由であるものを保護することが、条約義務

に優先しなければならない、という点で、ホップズに同意している。したがって、実際的な見地から、スピノザの結論は、イギリスの学者ホップズの結論と、あまり相違してはいないのである。

こうした問題についてのホップズやスピノザの考え方は、この時代のその後の著述家たちによつては受け入れられはしなかつた。世界主義的な傾向を伴なつた啓蒙時代は、国際法上の仮説にとつて好都合であつて、十九世紀、或るいは、もつとはつきり言えば、二十世紀に至るまで、このような世界主義に覺醒した法の存在について、何の疑念も抱かれなかつたのである。